

第 1 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和7年1月10日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
(3) 大泉小学校・大泉中学校近隣における旅館業営業許可申請について (資料1)

3 報 告

- (1) 教育長報告
① 令和6年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
② 令和6年第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料3)
③ その他

練馬区教育委員会
教育長 三浦 康彰 様

2024年 12月24日

【件名】 教科書採択傍聴会場に関する陳情

【要旨】

教科書採択は、関心のある傍聴希望者全員が直接傍聴できる方法に改善して下さい

【理由】

日頃より、子どもたちの教育にご尽力いただきまして、ありがとうございます。

は、小中学校の教育に関心が高く、長い間、教科書展示会にも多数参加し、傍聴にも参加してきました。

過去、採択当日は、とても傍聴者が多い時がありましたが、最近は減ってきている傾向です。

そこで提案ですが、採択の会議は教育委員会の会議室に限定しないで、全員が入室できるようにしていただきたいのです。抽選会は時間のロスです。形式的なことに時間を費やさずに、全教科の審議に適切に時間を使うようにしてください。

他自治体では、希望者全員が入れる部屋を用意したり、資料を配布しているところもあります。

希望者全員が参加することにより、希望者全員が審議の様子を臨場感をもって傍聴することができます。練馬区役所内に、傍聴希望者全員が入ることができる会議室を用意して頂きたいと要望いたします。

区民一人一人の傍聴の権利は憲法で保障されております。可能な限り、同じ条件で傍聴ができるようお願いします。



令和 7 年 1 月 10 日
教育振興部教育総務課

大泉小学校・大泉中学校近隣における旅館業営業許可申請について

練馬区立大泉小学校および大泉中学校近隣における旅館業に係る営業許可申請に関して、練馬区保健所長から教育委員会に対して、意見照会があった。

当該意見照会に対して、下記のとおり、回答する。

記

1 意見照会に係る根拠

旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業および下宿営業）を営もうとする者は、旅館業法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項により、区長の許可を受けなければならない。

また、法第 3 条第 4 項により、申請施設の設置場所が、学校の敷地の周囲おおむね 100m の区域内である場合、区長が許可を与えるに当たって、当該申請施設の設置によって学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、教育委員会の意見を求めなければならない。

2 申請施設の概要

別紙 1「旅館業営業許可申請について（照会）」（令和 6 年 11 月 26 日付け 6 練健生第 1258 号）のとおり

3 大泉小学校の意見

別紙 2 のとおり

4 大泉中学校の意見

別紙 3 のとおり

5 教育委員会の意見（案）

- (1) 本申請施設については、練馬区立大泉小学校から約 25メートル、練馬区立大泉中学校から約 100メートルの距離があり、施設建物の 3 階 1 室のみであることから、現時点では、両校の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるとは言えない。しかし、本申請施設の前面道路は、両校児童・生徒の通学路となっていることから、登下校時等の安全確保の徹底を図られたい。

- (2) 両校および周辺地域における良好な教育環境および生活環境が、引き続き維持されるよう努められたい。

なお、本申請施設に係る関係者および利用者の行為により、両校および周辺地域における清純な教育環境および生活環境に支障が生じるおそれが生じた場合には、速やかな対応および改善に関して真摯に取り組まれたい。

6 練 健 生 第 1258 号
令 和 6 年 11 月 26 日

練馬区教育委員会教育長 三浦 康彰 殿

練馬区保健所長 石原 浩
(公印省略)

旅館業営業許可申請について（照会）

貴委員会の所管する「練馬区立大泉小学校（所在地：東大泉四丁目25番1号）」および「練馬区立大泉中学校（所在地：東大泉四丁目27番35号）」の付近で、下記のとおり、旅館業営業の許可申請がありました。つきましては、旅館業法第3条第4項の規定により、本申請によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるか否かについて、貴委員会のご意見を回答お願いします。

記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 申 請 地 | 練馬区東大泉四丁目26番3号 |
| 2 | 申 請 者 | 株式会社バンデリエ
代表取締役 岸 幸太郎 |
| 3 | 営業の種別及び名称 | 旅館・ホテル営業
大泉学園ハウス |
| 4 | 施 設 概 要 | 別紙のとおり |
| 5 | 申請地までの距離 | |
| | （1）練馬区立大泉小学校 | 25.83メートル |
| | （2）練馬区立大泉中学校 | 97.78メートル |
| 6 | 参 考 | 本施設建物は、既に完成しています。3階にある
3室のうち、2室を旅館業施設として使用します。
2室の内訳は、1室が客室、1室が従業員室です。 |

【担当】練馬区保健所 生活衛生課 環境衛生監視担当係 沼田
内線：6605～6607 直通：03-5984-2485

6練大泉小第84号

令和6年12月20日

練馬区教育委員会教育長 様

練馬区立大泉小学校長 小高 敏男
(公印省略)

旅館業営業許可申請について（回答）

令和6年12月18日付け6練教教第1688号により意見照会があった旅館業営業許可申請について、下記のとおり回答いたします。

記

1 意見照会内容

本申請によって、練馬区立大泉小学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるか否か。

2 回 答

(1) 本申請施設については、本校から約25メートルの距離があり、施設建物の3階1室のみであることから、現時点では、本校の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるとは言えない。しかし、本申請施設の前面道路は、本校児童の通学路となっていることから、登下校時等の安全確保の徹底を図られたい。

(2) 本校および周辺地域における良好な教育環境および生活環境が、引き続き維持されるよう努められたい。

なお、本申請施設に係る関係者および利用者の行為により、本校および周辺地域における清純な教育環境および生活環境に支障が生じるおそれが生じた場合には、速やかな対応および改善に関して真摯に取り組まれたい。

6練大泉中第75号
令和6年12月23日

練馬区教育委員会教育長 様

練馬区立大泉中学校長 大槻 亨
(公印省略)

旅館業営業許可申請について（回答）

令和6年12月18日付け6練教教第1688号により意見照会があった旅館業営業許可申請について、下記のとおり回答いたします。

記

1 意見照会内容

本申請によって、練馬区立大泉中学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるか否か。

2 回 答

(1) 本申請施設については、本校から約100メートルの距離があることから、現時点では、本校の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるとは言えない。しかし、本申請施設の前面道路は、本校生徒の通学路となっていることから、登下校時等の安全確保の徹底を図られたい。

(2) 本校および周辺地域における良好な教育環境および生活環境が、引き続き維持されるよう努められたい。

なお、本申請施設に係る関係者および利用者の行為により、本校および周辺地域における清純な教育環境および生活環境に支障が生じるおそれが生じた場合には、速やかな対応および改善に関して真摯に取り組まれたい。

令和 7 年 1 月 10 日
教育振興部教育総務課

令和 6 年第四回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

◆ 区立小・中学校の教育環境の整備について 1

【質問】

- (1) 区は、区立施設の過半を占める学校施設について、本年 3 月に練馬区学校施設管理実施計画（中間見直し）を定め、今年度から 5 年間の改修や改築に係る年度別計画や具体的な取組を示した。学校の建物や設備の改修改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えることは重要である。一方で、敷地の面積が狭い学校は、道路のセットバックや建築法令による日影規制や、必要な教室の増加による建築面積の増加などで改築が難しい学校があるとも伺っている。

私の地元の上石神井小学校と上石神井中学校は、それぞれ敷地面積が区内平均を下回っており、狭い学校と言えるが、区は今年度から、この 2 校を同時に改築するための基本設計に着手した。この 2 校を同時に改築するメリットと、今後も改築を推進するために近隣校の同時整備を行う予定の学校はあるのか伺う。

- (2) 同計画では、改築時の運動場面積の縮小などの課題から、1 校 1 プールの見直しが示されている。上石神井小・中学校については共同利用に該当すると思われるが、どのようなプールを整備するのか、今後の区全体のプール整備の方針とあわせて伺う。

- (3) 第三回定例会の補正予算では石神井小学校の増築費用が計上されたが、これは総住戸数 490 戸の石神井公園団地が総住戸数 844 戸の大規模分譲マンションに建て替わり、児童数が急増したためである。

石神井小は令和 3 年度に改築を終えたばかりであり、児童数の見直しが甘かったと言わざるを得ないが、あらためて増築を決定した経緯について伺う。

また、このような事態を招かないためにも改築時には将来の生徒数の増加を見越して余裕教室を作っておくことが重要と考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 上石神井小学校および上石神井中学校の改築については、両校の学区域の将来の児童生徒数は現在と横ばいと推計されているが、35 人学級編制に伴う校舎の建築面積の拡大、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化等により、現在よりも運動場面積が小さくなることが見込まれる。加えて、上石神井小学校は敷地が南北に細長く不整形で、2 階体育館の解消のためには、運動場面積がさらに狭くなり、形状がいびつとなること、上石神井中学校は隣接する生活幹線道路の拡幅などに伴い敷地面積が狭まるなど、単独の建替えには課題があった。

こうした課題を解決するため、両校を一体的に整備し、校舎・体育館等を効率的に配置することで、良好な教育環境を確保することとしたものである。現在、こうした計画は他にないが、学校の改築を進める際には、複合化を含め、様々な手法を比較・検討し最適な改築手法を決定していく。

- (2) 区は今後、1 校 1 プールの設置を見直し、近隣校同士での共同利用を行うほか、区立・民間プールの活用に向けた検証を進めていくこととしている。上石神井小・中学校のプールについては、近隣校も含めた共同利用も見据え、温水機能を備えた屋内プールの整備を行う予定である。

- (3) 平成 28 年度に校舎改築の設計を行っていた当時、石神井公園団地建替え後の概ねの総戸数は把握していたが、詳細な販売計画が全く決まっていなかったため、従前の居住者は全員戻り、残りの戸数が新規に販売される前提で学級数を推計した。

しかし、令和 2 年 12 月の校舎改築完了後に、想定を上回る戸数が新規に販売されることが判明したこと、また、令和 3 年度から 35 人学級編制が小学校全学年に順次導入されたこ

ともあり、今後空き教室が不足することが推計上確実になり、増築することを決定した。

今後は、過去のマンション建替え後の入学率などをシミュレーションの要素に加えるなど、推計を工夫し、こうした事態が生じないように取り組んでいく。

◆ 区立学校の教育環境の整備について 2

【質問】

- (1) 中村西小の改築基本設計が今年度からスタートしているが、近くにある中村小は区内随一の過大規模校でありながら、今年から来年にかけて学区域内にファミリータイプのマンションが3棟建設される。加えて中村西小学区域内にも大規模マンションが1棟建設される予定である。今年、石神井小が設計時点で予想できなかった大規模マンション建設に対応するため、校舎増築を行う事になった。工事となると通っている児童に少なからず影響が出るため、中村地域で同様の事が発生しないよう対応いただきたいが、区として中村地域の今後の児童推計、マンション建設をどう捉えているか伺う。

また今後、中村小・中村西小の改築を行う中で、運動場面積はどうなるか、100mトラック50m直線走路は確保できるか、見通しを伺う。

【答弁】

- (1) 区立小中学校の改築に当たっては、まちづくり部門と連携して近隣の大規模開発等の情報の把握に努め、将来の児童数の推計に反映している。中村地域については複数のマンション計画が進んでおり、今後も児童数の増が見込まれている。

中村西小学校は、児童数の増や35人学級編制の実施により学級数が増加し、校舎の規模は現在よりも大きくなる想定である。今後、100mトラックおよび50m直線走路を確保した運動場を整備できるよう設計の中で検討していく。中村小学校は、令和9年度および10年度に改築に着手する検討候補校となっている。今後、計画化する段階において、改めて児童数の将来推計等を行い、運動場を含め必要な教育環境が確保できるよう取り組んでいく。

◆ 学校での暑さ対策について

【質問】

- (1) 文科省は公立学校施設における空調設備の設置状況について、2024年9月時点の状況を公表した。練馬区では普通教室の空調設置率は100%に達するものの、特別教室では小学校で97.4%、中学校でも96.2%、あわせて50か所近くの放送室や会議室、生徒会室などで未設置である。23区では約半数で100%となっている中、練馬区も速やかに全ての特別教室に空調を設置すべきである。

また、中学校の体育館等での空調設置率は、練馬区はいまだ51.9%と23区で最下位、その理由は武道場に全く空調が設置されていないためである。既に18区では武道場も含め空調設置が100%に達している。練馬区は第3次ビジョンでも2026年度に一部実施としているのみで、全校設置の目標年度は示していない。

特別教室や武道場について、全校設置に向けた具体的な目標を示し、迅速に対応すべきである。区の見解を伺う。

- (2) 普通教室については、2026年度以降に空調を更新予定としている。現在はガスをエネルギー源としているが、地球温暖化対策として、また災害時の復旧の速さなどを勘案して、電気へ変更すべきである。区の見解を伺う。
- (3) 学校での断熱改修について伺う。エアコンが設置されている普通教室でも、特に最上階を利用する子どもや教員からは暑すぎるとの訴えが届いている。こうした中、国際環境NGOグリーンピース・ジャパンは本年7月、区内の小学校で、校舎最上階にある教室の温度を継続的に判定するとともに、サーモグラフィーによる表面温度の測定を実施した。調査の結果、同校では25ミリの断熱材が導入されていたにもかかわらず、3週間の測定期間中、全体の56.1%を超える時間で、文科省の基準である28度を超え、最大では授業中に32.5度

に達した。また、サーモグラフィー調査においても、窓付近の温度は38度近くまで上がったとのことである。

この結果を受け、区としてもまずは全校で教室の温度を測定し実態を把握すべきである。区の所見を伺う。

- (4) 教室の断熱改修には、天井・壁で厚さ100ミリ以上の断熱、窓の日射隠蔽・断熱、換気設備が必要と言われている。区でこの3点を満たした断熱改修工事をした学校は何校あるのか。全校での導入のスケジュールとあわせて伺う。

【答弁】

- (1) 区では、児童生徒が授業を受ける教室や体育館、教職員が執務を行う管理諸室、給食室等について、計画的に空調機の設置・更新を行っている。学校の改築や長寿命化改修に際しては、倉庫、教材室等教育活動や執務を行わない部屋を除き、放送室、会議室、生徒会室等も含め空調機を設置している。

現在、児童生徒の熱中症対策に加えて災害時の避難所としても良好な環境となるよう、区立小・中学校の体育館への空調機設置を優先して進めており、来年度までに全ての学校で設置が完了する。武道場への設置については、体育館への設置が完了した後の令和8年度以降、普通教室の空調機の更新とあわせて行う。具体的な整備計画は今後お示ししていく。空調機を設置するまでの熱中症対策として、体育館、武道場等にスポットクーラーや冷風機を設置している。

- (2) 普通教室の空調機の更新に当たっては、電気式を採用した場合、電気容量を確保するために受変電設備の更新等が必要となり、工期の長期化やコストの上昇が避けられない。そのため、既存の配管等を活用し、迅速に更新ができるガス式を基本に、環境への影響等に配慮しながら進めている。
- (3) 今年度、各学校と連携し、全区立小学校の夏季の普通教室の室温を測定した。この結果を分析し、空調機の更新に生かしていく。
- (4) 断熱については、改築時に屋外に面した窓を複層ガラスにし、壁面や天井に断熱材を使用し、換気設備を設けるなど、冷暖房効率の向上と省エネに配慮した仕様としており、現在8校で工事を行った。校舎改築に用いる断熱材は、40ミリ～50ミリメートルの厚さで十分な断熱効果を有している。長寿命化改修における断熱の手法については、今後、断熱効果、工期、コストなどを勘案して検討を進めていく。

◆ 区立学校の適正配置について

【質問】

- (1) 平成28年5月に設置した「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」では、適正配置の基本方針、具体的な進め方などについて検討し、区立小・中学校の適正規模に関すること、適正配置の方針および計画に関すること、学校施設の改修・改築に関すること、今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関することについて答申を受けた。

これらの答申を踏まえ、どのように区立学校適正配置第二次実施計画を策定されるのか考えを伺う。また、対象校の選定をどのように検討されるのか、あわせて所見を伺う。

- (2) 区立学校は、児童生徒が良好な教育環境で学び、集団生活といった社会性を学ぶなどの役割があると同時に災害時の避難拠点ともなっている。

適正配置の実施にあたっては、その影響を最も受ける児童やご家族はもちろん、災害時避難拠点となることから地域住民、関係団体などへの丁寧な説明が求められる。どのように対応していくのか、その考えを伺う。

- (3) 適正配置の検討は、教育委員会内だけの検討でなく、区立学校を地域の公共施設としてどのように捉え計画される考えか、また統合・再編後の学校跡施設の活用についての考えをあわせて伺う。

【答弁】

- (1) 集団活動や行事が活発に行われ、児童生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長して

いくために、学校には一定の児童生徒数と学級数が必要である。そのためには、学校の適正規模を確保し、児童生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を行う必要がある。

適正配置を進めるに当たり、対象校選定の考え方などを示した基本方針を、本年3月に策定した。本方針に基づき、過小・過大規模の学校、改築に課題のある学校から候補校を抽出し、適正配置後の学校規模、通学距離、近隣校の受け入れ可否、人口変動の要素の4つの視点で更なる検討を行った。

このような過程を経て、統合・再編等の対象校を選定し、このたび、「区立学校適正配置第二次実施計画素案」をとりまとめた。

- (2) 計画素案は、区報やホームページ、SNS等で広く周知し、パブリックコメント、子どもへの意見募集を行うほか、統合・再編等の対象となる学校で説明会を開催する。

また、統合・再編に当たっては、概ね2年間の準備期間を設け、学校関係者、保護者の代表、町会・自治会の代表などで構成する準備会などを設置しながら、理解が得られるよう、丁寧に進めていく。

- (3) 統合・再編後の跡施設の活用については、区全体の重要な課題であると認識している。活用にあたっては、現状のまちづくりの規制等も考慮のうえ、学校が避難拠点や校庭開放など教育目的以外の様々な利用があることに留意し、近隣で学校の改築等を行う際の仮設校舎等としての利用、区立施設の複合化用地としての活用も含め、地域の皆様のご意見を伺いながら、今後検討していく。

◆ 教育について1

【質問】

- (1) 区長は所信表明で、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、区立学校適正配置第二次実施計画を策定し、過小・過大規模の学校や、改築に課題がある学校を抽出し、統合・再編等の対象校を選定するとしている。そもそも適正配置という考え方は、教育予算の削減、延べ床面積の削減が目的であり、小規模校では教育がうまくゆかないとする考え方に基いて統廃合を進めようというもののだが、この考え方に教育学的根拠はない。また、改築に課題がある学校として、改築の際にトラック競技や短距離走ができる校庭の面積が確保できない学校を統廃合の対象にしようとしている。

教育予算を減らすことを目的にした適正配置に基づいた統廃合はやめるべきである。区の所見を伺う。

- (2) 区は、区立学校の半数が築50年以上で老朽化する中、学校施設管理実施計画の中間見直しを行った。調査により改築と長寿命化に振り分けた学校は、優先順位を決め、改築は概ね年間2校、長寿命化のための改修は概ね年間1～2校ずつ進めるとしているが、この考え方で進めた場合でも、終了までに20～30年かかるという。

今でも体育館倉庫で雨漏りがあり、マットなど体育用具が濡れ、カビが生えて使えないなどの学校施設に関わる声が多い。現状教育に支障が出る施設は、予算も十分確保し、速やかに対応できるようにすべきである。区の所見を伺う。

- (3) 区内小中学校98校のうち、エレベーターがある学校は15校しかない。築50年以上を経過した学校の改築でも、優先順位が最後の方では20年以上エレベーターは設置されず、それ以前の学校で長寿命化に選ばれた学校は40年ほど設置されない学校も出ることになる。学校は災害時の避難拠点であり、バリアフリー対応されなければ運営上に問題があるとともに、障がい者への合理的配慮の観点からも早く対応する必要がある。

こうした現状を考えれば、改築を進める速度を引き上げるとともに、節目の改修時にエレベーター設置も加えるべきである。区の所見を伺う。

- (4) 同計画では、多くの学校プールが老朽化する中、1校1プール設置を見直し、近隣校同士の共同利用や、民間のプール等の活用に向けたモデル事業を実施し、本格実施に向け検証を行うとしている。

これを実施すれば、これまで以上に移動時間がかかるが、今でも教科をこなすのに時間が足りない状況がある中どう対応するのか、バス利用でも2クラス合同で70人の子どもたちをどう運ぶのか、一つの施設を複数の学校が使用すれば、水泳時間が減るのではないかなど多くの懸念がある。区の所見を伺う。

また、区内では、27自治体88校で屋内プールが設置されている。以前は学校プールを改築・新築する場合、国の補助があったが、それでも不十分という声が多く自治体から出されていた。国に補助の復活と補助拡充を求めるとともに、都にも支援を求め、昨今の猛暑による強い日差しも考慮し、学校プールの屋内化に踏み出すことも検討すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 集団活動や行事が活発に行われ、児童生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくためには、学校には一定の児童生徒数と学級数が必要である。過小規模化が進むと、人間関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなるなどの懸念があり、中央教育審議会作業部会でも、同様の指摘がなされている。学校の適正配置は、教育予算の削減を目的として行うものではない。基本方針に則り、着実に進めていく。
- (2) 改築を概ね年2校、長寿命化改修を概ね年1校～2校実施することで、概ね築60年を目途に改築または長寿命化改修の着手が可能と考えているが、前倒しの可能性についても今後検討していく。必要な財源については、引き続き国や都に補助金の拡充を要望するとともに、起債や基金の活用も含め検討する。
- (3) 教育委員会では、国の建築物移動等円滑化基準に適合するように、学校を改築する際にエレベーターの設置を進めている。既存校舎へのエレベーター設置については、校舎の耐震強度に影響を与えること、現行の建築法令に基づく日影規制に抵触すること、設置のための十分なスペースを確保できないことなどから困難である。車いす利用者が在籍する学校には階段昇降機を設置しており、今後、長寿命化改修を行う学校への設置を進める。
- (4) 来年度、民間プールの活用に向けたモデル事業を実施する。その中で学校から施設までの移動方法、移動に要する時間と授業時間の確保、民間事業者の指導員と教員との連携等について課題を整理し、検証を進めていく。屋内プールは、建設費だけでなく、その後の維持管理費も多額となり、大きな財政負担が生じる。今後、複数校による共同利用を見据え、具体的な整備の検討を進めていく。必要な財源については、引き続き国や都に補助金の拡充を要望していく。

◆ 教育について2

【質問】

- (1) 大阪市は小学5年生から中学3年生まで、習い事の月謝を月額1万円上限に補助する事業を実施していて、本年10月分から所得制限を撤廃した。多くの子育て世帯を支える事業だと思うが、予算額は約65億円と大きい。練馬区は学習支援の面で「受験生チャレンジ支援貸付事業」や「中3勉強会事業」をやっていて、学習塾・受験費用の貸付や基礎学力定着支援・進路指導支援をやっているが、いずれも一定の所得以下の限られた世帯を対象とした事業である。何とか所得制限から少し外れてしまっている家庭を助きたい。

リクルート進学総研が行っている「高校の進路指導に関する調査」では、高校教員の9割以上が「進路指導が困難」と感じていると結果が出ており、「先生方の業務量の多さゆえ進路指導を行うための時間が確保できない」問題があるようだ。学校の進路指導が弱くなれば、学習塾に行かざるをえないと考えるが、最近はスタディサブリ講座など、塾よりも格安で人気講師の授業動画を見られるサービスもある。

ぜひ進路指導支援（特に受験期における勉強法など受験指導）を希望者に対して行うなど、学校外教育格差解消へつなげていただきたいと考える。区の所見を伺う。

- (2) 練馬区でも不登校児童生徒数が年々増加傾向にある。毎回の登校がキツイという話をよく聞くのでICTを活用した学習・相談支援のさらなる充実は大切である。また「フリースク

ール等での学習成果が、在籍校で出席扱いとなるかどうか」も重要な点と考える。そういった「出席扱いになるかどうかの不安」や「フリースクールの高額な費用が保護者負担として重くのしかかる事」等の問題解決手段として「区立の学びの多様化学校」の設置があると思う。「学びの多様化学校(別名・不登校特例校)」は従来の教育課程の枠にとらわれず、弾力的なカリキュラムを組めるのが特徴で、多様な授業内容が実施されている。今年4月時点で全国に35校設置され、うち都内に10校ある。「学びの多様化学校でなければ通えなかった」という子どももあり、文部科学大臣指定の学校のため「出席扱い問題」もなくなり、卒業も認められる。

ぜひ学費のかからない区立で、区内の学びの多様化学校設置を目指すべきと考えるが、所見を伺う。

- (3) 今年10月文部科学省の全国調査では、学校におけるいじめの認知件数と、深刻な被害が生じている恐れのある「重大事態」の件数がいずれも過去最多を更新した。当然最も防ぐべきは、いじめの認知が遅れて尊い命が失われる事であり、その点で認知件数増加は必ずしも悪い事ではないが、件数が増えればその分学校現場の負担が大きくなり、学校の負担軽減策を考えるべきである。いじめ防止対策推進法の課題として、例えば重大事態の定義は「学校の長期欠席」また「いじめにより重大被害が発生した疑いがある事態」となっていて、この「疑いがある」の定義が非常に広い。このため「長期欠席」の原因がいじめではなくて「家庭内虐待」であっても、いじめ問題として対処し、虐待対応が遅れてしまう懸念がある。また、いじめ加害者被害者双方が被害者だと主張するケースや、いじめ加害者への出席停止措置等厳しい対応が取れてないなど様々な問題があると考ええる。

そこでやっていただきたいのが「スクールロイヤーの幅広い活用」である。区は令和3年から、学校からの法律相談に直接対応するスクールロイヤーを練馬、光が丘、石神井、大泉の各地区に1名ずつ計4名配置しているが、恐らく保護者との直接交渉やいじめ問題の関係当事者とはほぼ関わっていないのではと思う。文科省から、教員負担軽減のためにもスクールロイヤーを幅広く活用するよう通知が出ている。ぜひ活用を検討いただき、また必要であれば増員の検討もして頂きたい。区の所見を伺う。

- (4) 教員が性加害を犯す事は絶対にあってはならないが、練馬区でも複数の事件が発生している。区は取組強化策として、性暴力等防止特別対策委員会を複数回開催し、有識者からの提言を踏まえ方針を定め、そこには「性暴力の根絶を図る」と強いメッセージが入った。今年6月、子どもと接する仕事に就く人に性犯罪歴がないことを確認するいわゆる日本版DBS法が成立したが、この法律は再犯を防ぐ仕組みであって初犯をどう防ぐかに課題があると考ええる。

採用時やあらゆる機会を捉えて、心理テストや検査を十分行う事を都にも要望して頂き、その結果を現場と共有しながらリスクに備える事は大切と思うが、区の所見を伺う。

- (5) 今年10月区内中学校の家庭科の授業でアイロンのかけ方を教えていた際に、延長コードから火が上がったと保護者から連絡があった。区は本件の原因を延長コードの劣化と考え、当該校の古いコードを新しく変える等の対応をしたが、他の学校では定期的に日常点検しているので当該校と同じ対応はしなかったとの事である。

そこで、「各校で定期的な日常点検が必要なレベルで行われているか」、「事故等発生時の学校側の説明責任が曖昧になっていないか、情報が隠されることはないか」の2点について、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 進路指導は、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるようにしていくものである。

各中学校では、教員が生徒の学力等を適切に把握し、受験に向けた学習指導や模擬面接指導などを実施している。また、三者面談において、進路選択や学習方法の習得に向けたアドバイスをを行っている。更に、支援が必要な生徒には、地域未来塾による放課後学習や夏休みの補習教室等の利用を促し、進学に向けた学習機会の確保に努めている。引き続き、生徒一人一人の状況にあわせた進路指導に取り組んでいく。

- (2) 区では、令和3年度に、石神井地域に適応指導教室を新設したほか、昨年度から校内別室支援員を配置するなど、学校内外の居場所を設け、一人一人の状況に応じた多様な支援を行っている。また、都が昨年度に開始したフリースクール等利用者への助成金事業についても、学校を通じて周知に努めている。適応指導教室、フリースクール等に通所して行った学習などが学校の教育課程に照らし適切な場合は出席扱いとするなど国の示す方針に則って対応している。

「学びの多様化学校」については、特別の教育課程を編成して教育を実施することができなどの利点がある。一方、転校となることや、施設、人員の確保などの課題もあると聞いている。他自治体の設置事例や支援内容等を踏まえ、研究していく。

- (3) スクールロイヤーへの相談は、令和4年度は113件、5年度は146件と年々増加している。いじめ問題だけでなく、不登校や保護者間トラブルなど多岐に渡る相談に迅速に助言してもらうことで、速やかな問題解決や教員の業務負担軽減にもつながっている。また、必要に応じて保護者との面談に同席していただいている。現状では、必要な相談体制は整っているが、配置の拡大については、今後の相談状況等を踏まえ、検討していく。
- (4) 教職員の資質等を可能な限り正確に見極めることは重要であると認識している。採用時の面接だけでなく、学校では年数回の管理職との面談を通じて、教職員の人格等の把握に努めている。心理テストや検査を行うには様々な課題があり、都への実施の要望や区独自に実施する考えはない。
- (5) 今回の事故の発生を踏まえ、当該校では、校内の延長コードの状態を改めて点検し、古いものは廃棄した。また、全校に本事故の発生の報告および対策の周知を行った。これまでも各学校では、国の定める指針に基づき、学校安全計画を定め、月一回の定期的な点検、授業日ごとの日常点検を行い、事故防止に努めている。また、区では学校施設および児童生徒の安全等に関する事故が発生した際には、教育委員会に報告するよう指示している。
- これらの取組を徹底し、引き続き、児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう取り組んでいく。

◆ いじめへの対応について

【質問】

- (1) 区立小学校では、22年度に1件、23年度に2件、今年度はこれまでに2件のいじめ重大事態が発生している。本年度の事例は、心と体の性別が一致しない「性別不合」に関するものである。本件では同学年の児童が本人の家族の性別について尋ねたり、本人不在の時に友人間でその件について話をしたりするということが複数回にわたり発生し、当該児童は1年以上、本日に至るまで登校できなくなり、家族も苦しんでいる。
- 本校の調査では、教員の性別に関する指導体制が十分ではなかったこと、子どもや保護者が何度も助けを求めたにもかかわらず、管理職に即時集約ができていなかったこと、教職員間での共通理解を徹底できていなかったことなどが明らかになった。
- こうした事態を二度と繰り返さないためには、当該校だけでなく、全ての教職員に対して本件を共有するとともに、LGBTQに関する理解増進を図るための研修を充実すべきである。区の所見を伺う。
- (2) また、加害者とされる子ども達は性別を何度も聞いたことについて「配慮が不足していたが、悪気はなかった」と回答している。子ども達にも理解できるように、全ての学校で専門家などを招聘して性の多様性などを含む包括的性教育を行うべきである。区の所見を伺う。
- (3) いじめ重大事態調査では、対象の児童生徒やその保護者の「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにすることが求められている。しかし本件においては、本人や保護者の希望は満たされず、今も苦しんでいる。調査のあり方についても検証し、今後に生かすべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、現在、いじめ問題への理解を深め、組織的に対応する力を高めるため、管理職や生活指導担当者、中堅教員、初任者等、担当や職層に応じた研修を実施している。また、人権教育研修会を毎年実施し、性自認を含めた様々な人権課題についての理解促進を図っている。各学校で発生した個別の事案については、校長会や副校長会、生活指導担当者連絡会等を通じて、個人情報に配慮しながら全校で情報を共有し、再発防止を図っている。
- (2) 児童生徒に対しては、学習指導要領に基づき、小学校入学段階から発達段階に応じて、性についての理解を深める学習を行っている。また、専門家等を講師に招くための予算を各学校に配当しており、各学校が自校の実態を踏まえて外部の講師を招聘した授業を実施できる環境を整えている。今後は、現在取り組んでいる人権を基盤とした教育・研修等プログラムも活用した教育を行っていく。
- (3) いじめ重大事態が発生した場合、区では、ガイドラインに基づいて、第三者である弁護士等の助言を踏まえて調査を実施している。調査は関係者の任意の協力を前提とし、強制力を持つものではないため、可能な範囲で事実確認を行っている。対象の児童生徒および保護者の望む調査結果でなかったとしても、調査内容を全てお伝えし、理解を得られるよう努めている。

対象の児童生徒に対しては、心のケアや安心した学校生活を送るための環境づくりなど、様々な支援を継続して行っている。

◆ 性教育について

【質問】

- (1) 社会から性犯罪をなくすには、ジェンダーや人権の視点から性や人間関係について広く学ぶ包括的性教育が不可欠である。しかし、日本の学習指導要領には「歯止め規定」があり、性行為や正しい避妊方法、性的同意について、学校現場では子どもたちに正しい性の知識を教えられない状況が続いてきた。

こうしたなか、区では区内小中学校で教職員等による児童生徒への性暴力事件が3年連続で起きた。事件を受け、児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会を設置し、性暴力のない学校の実現のための方策の検討を行い、今年10月に提言が出された。提言では、「性暴力をなくす、その解決には教育以外にはない。性暴力を防止するための制度の運用が「人権」に基づいて行わなければ、児童生徒を性暴力から守ることにはつながらない」と指摘している。具体的には、リプロダクティブヘルス・ライツや避妊、性的同意についてなど、「歯止め規定」を乗り越える内容となっていて、まさに包括的性教育の推進が盛り込まれている。

提言を受け、区教育委員会は、人権を基盤にした教育・研修プログラムの作成と実施を対策方針に掲げている。提言にあるとおり、包括的性教育を行うべきと考えるが、所見を伺う。

また、提言では、東京都が産婦人科医を都立高校へ派遣して性教育を行う事業に取り組んでいるように、区においても今後、産婦人科医が性教育に関わる機会を積極的に増やすよう求めており、取り組んでいただきたい。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 現在、区立小中学校では学習指導要領に基づき、主に保健分野の学習において、望ましい人間関係や体の発達など、発達段階に応じた性に関する正しい知識や考え方を身に付ける学習を行っている。また、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命(いのち)を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的に、「生命(いのち)の安全教育」を、令和5年度から全区立小中学校および幼稚園の全学級で実施している。

性暴力等防止特別対策委員会の提言では、これまでの区の取組を基本にその内容を充実させ、練馬区独自の人権を基盤とした教育・研修等プログラムを作成し、それに沿って繰

り返し教育・研修を行うことが必要であると示された。

先月1日に、「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」を設置し、現在具体的な検討を進めている。産婦人科医や助産師と連携した授業を実施している中学校もある。外部講師を活用した効果的な指導についても検討していく。

◆ 校則について

【質問】

- (1) 近年、全国的に話題となっているブラック校則は、生徒の自由や個性を制限し、精神的な負担を与えていることが問題となっている。特に、過度に厳しい服装や髪型の規制などが挙げられる。これらの規則は、学校生活を送る上でのストレス、不登校の原因となり、最終的には学業成績や自己肯定感の低下につながることもある。全ての生徒が安心して学び、成長できる環境を整えるためには、まずブラック校則の実態を把握し、どのような規則が存在しているのかを明らかにする必要がある。

区教育委員会では、区立学校におけるブラック校則の現状についてどのように把握されているのか、また、今後どのような取組を進めていく予定なのかを伺う。

- (2) 令和3年の文科省の事務連絡によると、「学校取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展等を踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなる」とのことである。

また、令和4年6月に、こども基本法が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられた。子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことが重要なこととして示されている。

そこでまず、各校の校則や細かいルールを区教育委員会では確認しているか、各校でどのような決め方をしているか、子どもたちが主体となって決めているかについて伺う。

- (3) 板橋区教育委員会では、児童生徒が見直しに主体的に参画することで、児童生徒自身はその根拠や影響を考え、身近な課題に対し、自ら判断し、行動できる力を育成することを目的として、板橋区立学校校則の見直しに関するガイドラインを作成されたとのことである。練馬区では校則見直しのためのガイドラインは作成済みか、ない場合は作成する予定があるのかを伺う。
- (4) 文科省の事務連絡やこども基本法が成立した後、教育委員会や総合教育会議で校則を議題にしたことがあるか伺う。

【答弁】

- (1) 校則は、学校が教育目的を実現していく過程で、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定めているものである。また、児童生徒の発達段階に応じて、社会規範の遵守について適切な指導を行う重要な教育的意義がある。

教育委員会では、各学校に対して、毎年校則の提出を求め、その内容を把握している。校則の内容は、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて見直す必要があるため、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で、継続的に見直しを行うよう指導助言している。

- (2) 教育委員会では、毎年校則の提出を求め、その内容を確認し、必要に応じて見直しを検討するよう指導している。校則は各校長の判断となるが、見直しに当たり、生徒総会で議題に上げたり、校内に意見箱を設置したりすることなどにより、児童生徒の考えを取り入れている学校もある。引き続き、生徒が主体的に関わりをもって進めるよう指導していく。
- (3) 校則のガイドライン作成については、国が令和4年12月に改訂した、生徒指導に関する学校、教職員向けの基本書となる「生徒指導提要」において、校則の見直しの考え方、手

順、取組事例等が具体的に示されている。各学校は提要に基づき適宜見直しを進めており、改めて区のガイドラインを作成する考えはない。

- (4) こども基本法の公布後、教育委員会等では、校則そのものを議題に上げたことはないが、他の議題の中で、校則の決め方や、学校の教員が「生徒指導提要」を学ぶ機会などについての議論を行っている。

◆ 子供の権利に関する教育について

【質問】

- (1) 区では、東京都が制定した子供の権利条例を授業で勉強しているのかを伺う。
- (2) 東京都選挙管理委員会が作成した主権者教育補助教材「みんなの将来が決まる？選挙（1票）のチカラ」「選挙出前授業・模擬選挙」の小学校高学年版は、初等教育の現場で、児童たちに選挙について興味・関心を持ってもらうための機会創出としての補助教材であり、これを使用すれば、選挙の基礎知識を学び、模擬投票では実際に候補者演説を聞いて考え・投票することができるということである。

区の選挙管理委員会では、特に小学校へ出前授業を非常に精力的にされているが、区の小・中学校でこちらも活用して主権者教育をしてほしいと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 東京都こども基本条例は、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化したものである。子どもの権利条約について、小学校では道徳科、中学校では家庭科や社会科の教科書に記載されており、各授業の中で、子ども達に保障される権利やその必要性などについて学習している。各学校では、児童生徒が自分の考えを述べたりグループで意見交換をしたりしながら、理解を深めている。
- (2) 毎年、区選挙管理委員会と連携した選挙啓発出前授業を実施しており、令和6年度は小学校20校、中学校15校で実施予定である。今後、東京都が作成した補助教材の活用も含め、子どもたちが選挙について興味関心を高められるように努めるとともに、社会の形成者として主体的に参画しようとする力を育んでいく。

◆ 特別支援教育について

【質問】

- (1) 区長は、新たに特別支援教育方針を策定すると表明した。今回示される新たな方針において、どのように区の特別支援教育の現状の分析を行い、今後の方向性につなげていくのか、区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 区立小中学校では、知的障害学級や特別支援教室のほか、通常の学級においても、特別な支援が必要な児童生徒は増加傾向にあり、その支援ニーズも多様化している。また、保護者からも教育内容の充実や入学前から相談できる場の設置など様々な要望をいただいている。新たな方針では、一人ひとりの多様なニーズにきめ細かく対応するため、就学前からの早期教育相談の実施や特別支援学級の増設などに取り組む考えである。

◆ 障害児支援について

【質問】

- (1) 入学前に実施する就学相談について、練馬区での相談件数はわずか4年で25%も増加、相談の受付から就学先の提案までに6か月近くを要している。区は、2020年度より一部で書類審査を導入し、2回目の相談会を省略してきた。今年度からは書類審査のさらなる導入などを実施しているが、対応するには事務の効率化だけでなく職員の増員も不可欠であ

る。

2021年度の決算審議においても、職員の増加を求めたが、その後も状況は変わっていない。区長は所信表明で、就学前からの早期教育相談の実施を発表したが、その実現のためにもまずは職員を増加すべきである。区の所見を伺う。

- (2) 特別支援学級について伺う。知的固定学級は2015年以降、設置校の学級数を増やすことで対応してきた。

他方で、在籍人数は小学校では10年前と比べ約1.6倍、中学校でも約1.3倍まで増加している。こうした中、物理的にもこれ以上学級数を増やすことができない学校や支援教室の指導場所が固定できない学校も発生している。ある学校では教室が足りず、ホールで授業をしているとも聞いているとのことである。

障害の有無に関わらず、全ての子どもが同じ教室で授業を受けられることが理想であり、特別支援学級の設置校を増設すべきと4年以上も訴えてきた。区長は所信表明で特別支援学級の増設について初めて言及したが、具体的なスケジュールを伺う。

- (3) 近年では特別支援学級に在籍する子どもの不登校も増加しているが、区の不登校支援の多くは特別支援学級の子どもの状況にあうものではない。教員からは「不登校の子どもの家庭訪問を行ったり、家庭支援なども担ったりしていて、体調が悪くても休めない」との声も届いている。

特別支援学級に在籍する子どもの不登校は全国的にも問題となっている中で、区としても実態を調査するとともに、適切な支援のあり方について保護者や教員から意見を聞いて検討すべきである。区の見解を伺う。

【答弁】

- (1) 区立小中学校では、知的障害学級や特別支援教室のほか、通常の学級においても、特別な支援が必要な児童生徒は増加傾向にあり、その支援ニーズも多様化している。また、保護者からも教育内容の充実や入学前から相談できる場の設置など様々な要望をいただいている。新たに策定する特別支援教育実施方針では、一人ひとりの多様なニーズに、きめ細かく対応するため、就学前からの早期教育相談の実施や特別支援学級の増設などに取り組む考えある。

就学相談については、相談件数の増加に対応するため、令和元年度に特別支援教育相談員を、令和2年度に就学心理相談員をそれぞれ1名増員した。あわせて、電子申請による相談申込や書類審査による就学先の提案の実施など、保護者負担の軽減と事務の効率化に取り組み、個々の状況に丁寧に対応している。今後もさらなる効率化と利便性の向上を進める中で、必要な人員体制についても検討していく。

- (2) 知的障害学級の増設については、既存校においてはスペースの確保などに課題があり、設置が困難なため、今後の小中学校の改築計画を踏まえて新たな設置校を選定していく。
- (3) 特別支援学級に在籍する不登校児童生徒の人数や状態については、当然把握している。不登校の理由は様々であり、各学校では、定期的に面談を行うなど、不登校児童生徒の状況の変化等を丁寧に把握している。引き続き、児童生徒や保護者の意向も確認しながら、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターなどの関係機関とも連携した支援に努めていく。

◆ 学校への寄付金の取扱いについて

【質問】

- (1) 地方自治法では、自治体が現金の寄付を受ける場合は「総計予算主義の原則」に従い、全て歳入に含めて予算化する必要がある。地域団体や個人、PTAなどから寄付を受けた公立学校も例外ではない。

区が作成した「学校への物品寄付の流れ」では、学校長は寄付を受ける際は、教育委員会に「寄付申込書」などを提出するとともに、寄付者に「寄付受領書」を渡すことが義務付けられている。

本年11月、学校に対する寄付の状況について公文書公開請求を行ったところ、2021年度から2023年度までの3年間で現金の寄付はわずか2件だった。つまり区内の96校ではこの間、一度も現金を受け取っていないことになる。しかし小中学校では、入学式や周年などの行事の際に、来賓等から「ご芳志」「祝金」などの名目で金品を受け取ることが広く一般的に行われている。こうした寄付金の総額は、学校によっては年間で数十万円に達すると聞いており、区全体では年間で1千万円を超える可能性もある。

「祝金」などの名目で毎年、地域から各学校に寄付されている現金について区はどのように認識しているか。また、学校への寄付金はなぜ区に報告されなかったのか。区の所見を伺う。

- (2) 各学校への寄付金は、全て「寄付金」として会計処理されるべきである。そもそも学校運営に必要な経費については公費で執行することが原則で、もし寄付金が各学校の管理職の判断で使われているのであれば問題である。教育委員会として、学校への寄付について徹底的に調査するとともに、今後、適切な会計処理が行われるよう指導を行うべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 教育委員会では、学校への現金・物品の寄付の取扱いについて、寄付の申し出があった場合に事前に相談することや、受領に係る必要な事務手続を各校に周知している。

区立学校における入学式等での来賓からのお祝い金については、教育委員会からの通知を受け、学校において申し出者へ説明のうえ、お祝い金を受け取らないよう見直しを図ってきたところであるが、一部の学校では従前からの慣習により受領してきた可能性がある。

学校運営に真に必要な経費を公費で賄うことは当然であり、公費で負担すべき経費の私費負担の解消に向けて、現在、必要な予算を確保するとともに、学校によって差が生じないよう見直しを行っている。

- (2) お祝い金についても、校長会を通じて状況を把握するとともに、今後、寄付金として受領できないお祝い金は受け取らないよう各校へ周知徹底し、疑念を抱かれることがないよう、指導していく。

◆ 学校での神社の祭礼の案内について

【質問】

- (1) 教育基本法からは、公立学校では特定宗教の布教、宣伝、祝典や行事、その案内などを行ってはならないと判断される。

しかし、区内の学校において同法の趣旨に反する行為が見られる。本年10月、区内のある小学校で、全児童・保護者宛てに地域の神社の祭礼への参加と協力を呼びかける文書が配布された。祭りが純粋に地域の行事として実施される限りにおいては、学校として宣伝することも理解できる。しかし、文書の内容は「お神輿の町内安全渡御（とぎょ）を致しますので皆様のご参加とご協力を賜りますようお願い致します。」と明記されていた。

「渡御」とは神社の祭礼において神輿等で神霊が巡幸することを意味する神道独自の用語であり、文書が宗教行事の宣伝であることは明らかである。さらに、同校では校内放送で給食の時間に、管理職から全校児童に対して祭礼への参加が呼びかけられ、校内にも神社が作成したチラシが掲出されていたとのことである。

当該校でなぜこのような案内を行ったのか、また、今回の件を認めるのであれば地域で行われるキリスト教会のクリスマス礼拝をはじめ、仏教やイスラム教など様々な宗教行事の学校での案内を認めるのか。他の学校においても、過去に児童生徒や保護者に対して、神社の祭礼を含む宗教行事の勧誘が行われた事実はあるのか。区の所見を伺う。

また、区内の全ての学校で本件の共有を行い、学校での宗教的、政治的中立性を担保することを求める。区の見解を伺う。

【答弁】

- (1) 当該小学校では、町会の方々などにより構成される神社の祭典実行委員会の依頼を受け、

日々学校にご協力いただいている皆様が運営する地域行事への参加を呼びかける趣旨で、実行委員会が作成および印刷したチラシを全児童に配付し、校内にポスターを掲示した。

チラシには、主に大人用と子供用のお神輿が町内を回ること、その日時および担ぎ手を募集する内容が書かれていた。お神輿は、元来、神道に由来するものではあるが、現在では、宗教的行為というよりも、地域コミュニティや地域行事への参加という意味で捉えることが一般的であると認識している。

教育基本法第15条で禁止されている「宗教的活動」とは、過去の判例では、「宗教とのかかわり合いをもつ全ての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいう。」とされている。スクールロイヤーからは、今回の事例は、判例で示された宗教的活動には当たらないとの判断をいただいております、強制したものでもなく、児童と地域コミュニティが触れ合う貴重な機会であったと捉えている。従って、今回と同様の事例については、他の学校でも行われていると認識している。他の宗教に由来する行事への参加については、その行事が地域コミュニティにどれだけ根付いているか、地域の人々がどれだけ関わっているかによって個別に判断していくものと考えます。

今後も、区立学校では地域との連携を大切にしながら、適切に教育活動を行っていく。

◆ オーガニック給食の導入について

【質問】

- (1) 食料・農業・農村基本法が改正され、学校給食への有機農産物の活用が求められている。こうした中、都教育委員会によると、2022年度の実績として23区の小学校では全体の6.8%、中学校では5.9%が有機農産物を導入している。

他方、練馬区で使用しているのは大泉東小のみで、小学校では全体の1.5%、中学校では0%と23区の平均に比べても著しく低い状況である。区は「有機栽培作物は労力やコストを要することから、学校給食の需要に対応することは困難」としているが、練馬区より子どもが多い世田谷区では2023年度から約5万人の児童生徒に対し、地元JAと協力し、年に6回農薬や化学肥料を使わずに育てられた有機米を提供している。

練馬区においても、他区の事例を参考に、毎年少しずつ有機農産物や特別栽培農産物の使用を増やすべきである。区の見解を伺う。

- (2) オーガニック給食の実現には給食費の拡充も不可欠である。23区で給食無償化が実現したなか、区による財政力や給食の考え方による格差も広がっている。東京都学校給食会によると、練馬区の小学校では高学年で1食あたり321円なのに対して、渋谷区では20%以上高い386円であり、練馬区は23区の中で14位である。中学校で最も高い区に比べて80円近く低い状況である。

11月の消費者物価指数でも23区ではコメ類は前年同月に比べて62.8%増加、野菜や卵も高騰が続いている。

区として、子どもが健全に成長する権利を保障するためにも、給食に対する考え方を見直すとともに、一食あたりの単価をあげるべきである。区の見解を伺う。

【答弁】

- (1) 有機栽培作物は、栽培に労力やコストを要することなどから、耕作地面積も令和4年時点で全国の耕作地の0.7%となっており、学校給食の需要に恒常的に対応することは困難である。区は、練馬の魅力である都市農業を活かす取組として、当面は区内生産物使用の拡充を進めていく。国は、有機農業の推進に向けて技術開発を進めるとしており、その動向を注視しながら有機栽培作物の活用の可能性を研究していく。
- (2) 近年の物価上昇の動向を踏まえ、当初予算において、既に学校給食の予算を増額しており、今般の米の価格急騰についても、給食の提供に支障が生じないように、価格上昇相当分の米を一括して調達し、各学校に配布することとしている。

◆ 化学物質過敏症について

【質問】

- (1) 近年、化学物質過敏症や香害（香りによる健康被害）が社会問題として注目されているが、これらは化学物質や香料が引き起こす健康への悪影響を指し、多くの人々の生活に影響を及ぼしている。化学物質過敏症や香害に対する周知と予防は、地域社会全体の健康を守るために非常に重要な課題である。

そこで、区立学校における健康診断の問診で「化学物質や香りで体調が悪くなったことがある」という項目を設けていただきたい。これにより、実態調査と周知を同時に行うことができる。区の所見を伺う。

また、区立の養護教諭向けに化学物質過敏症の勉強会を開催していただきたい。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 教育委員会では、従来から施設の建材や塗装剤を原因とする化学物質過敏症について、教室内のホルムアルデヒド等濃度測定や換気の改善などを行っている。また、化学物質過敏症に関するリーフレットを全区立小中学校に送付し、周知啓発および症状を訴える児童生徒に配慮を求める通知を発出するとともに、保護者からの要望があった学校では全学年の保護者にリーフレットの配布やメールでの啓発も行ってきた。

柔軟剤に使われる香料と化学物質過敏症との因果関係は現在のところ科学的に解明されてはいないが、教育委員会では従来から児童生徒一人ひとりの訴えや特性に応じたきめ細やかな配慮を行っている。こうした取組を引き続き行っていく考えであり、区独自に検診の項目を設定する予定はない。

養護教諭に対しては、リーフレット・ポスター等の配布にあわせ、化学物質過敏症に関する認識を深めるよう促している。

◆ 子育て施策について1

【質問】

- (1) 区は増加を続ける保育ニーズに対応するため、保育定員増を実現し、4年連続で待機児童ゼロを達成した。一方で、日本の少子化は想定を上回る速さで進行し、区の出生数も年々減少を続けている。今後も保育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、待機児童ゼロを継続することは重要である。

区は今年度、「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定すると伺っている。この計画では、今後5年間の保育の需給計画を示すことになっており、保育需要を推計した上で、供給確保策を講じていくことが必要となる。近年は、育児休業制度の取得増や期間の長期化、男性の育休取得も増えてきている。こうしたことから、1・2歳児の受け入れが地域によって逼迫するなど、年齢ごとの保育需要が大きく変化している。

今後も待機児童が発生することのないように、今後の保育需要をどのように見込み、必要な保育定員の確保にどのように取り組んでいくのか、区の所見を伺う。

- (2) 「こども誰でも通園制度」について伺う。国は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく事業として制度化し、8年度から新たな給付制度として全国の自治体で本格実施することとしており、今年度は100を超える自治体で試行的事業が行われていると聞いている。子ども一人当たりの利用時間は月10時間を上限としているが、制度の意義に照らして時間数が適切であるかなどが論点となっている。

区はこれまで、本制度の活用は困難との考えを示していたが、現在どのような課題認識を持っているのか伺う。あわせて本制度に今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺う。

- (3) 都営上石神井団地は順次建て替えが進められており、改築後には、上石神井第三保育園が移転し、地域子ども家庭支援センター関分室が設置され、子育てのひろばが開設される

と伺っている。改築工事は都が実施しているが、工事の遅れが生じている。決算特別委員会でも伺ったが、あらためて工事完了の見通しと、移転後の施設概要などについて所見を伺う。

また、区は今年度、立野町に子ども施策関連用地として土地を取得したが、どのような施設を整備するのか所見を伺う。

【答弁】

- (1) 日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いている。一方、昨年度に実施したニーズ調査では、共働き家庭の増加や、女性の就業率の上昇により、保育ニーズは増加を続けている。育児休業制度の取得増や期間の長期化が進んだことにより、0歳児の保育需要が減少し、1・2歳児の保育需要が増加している。地域によってはひっ迫した状況が生じていることから、今年度新たに2歳児1年保育を開始した。あわせて来年度の入園募集にあたり、区立保育園3園の0歳児定員枠を活用し、1歳児を積極的に受け入れることとした。こうした傾向は今後も続く見込んでいる。

今年度策定する第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めていく。

- (2) こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件を問わずゼロ歳6か月から2歳児までの乳幼児を保育所などで定期的に預かる事業である。

国は、昨年度からモデル事業を実施するとともに、本年6月に関係法令を改正し、令和8年度から給付制度として本格実施することとした。モデル事業では、利用時間の上限を「月10時間」としているが、区内事業者からは、預かり時間が短く、慣れるのに時間がかかる子どもへの対応には不十分との声を伺っている。また、区内保育施設の乳幼児定員の空き状況なども踏まえた事業者との調整が必要である。モデル事業において国が給付する補助単価が低額なことも課題となっている。

利用者や事業者がより利用しやすい制度を検討し、7年度から試行実施する。

- (3) 昨年10月、都から、上石神井団地の建て替え工事の完了が令和7年3月末から6か月遅れる旨の報告があり、9月末の竣工に向けて工事が進められている。改築後は、上石神井第三保育園を移転し、地域子ども家庭支援センター関の分室を開設する。分室では、子育てのひろば「ぴよぴよ」を実施し、乳幼児親子の交流の場や、子育て相談を充実する。

立野町の用地については、地域の保育需要が高いと見込まれるため、認可保育所の誘致を基本に取得した。地域に必要な子育て支援サービスを実施できるよう、必要に応じて用地の拡張についても検討していく。

◆ 子育て施策について2

【質問】

- (1) 区長は所信表明において、今後の保育需要に対応する取組を「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」で示すとしている。また、計画策定に当たり、区では、就学前児童および小学校児童の保護者等に対し2025年度から5か年にわたる当該計画策定のためのニーズ調査を行い、計画検討の基礎資料とされていると伺っている。

このニーズ調査から分かる区の子ども・子育てに関する状況と、今後の子育て支援施策に対する区の抱負を伺う。

- (2) 就学前児童家庭について伺う。東京都が先月に公表した「人口動態統計年報」によると、本区の2023年の出生数は4,880人。前年からマイナス4.4%で224人の減少。また保護者の就労形態は、正規就労が増加している。

さらに育児休暇取得に関しても、保育所に入れない等の場合、申し出により、最長2歳まで延長できるようになっている。

こうした状況の中、近年の保育需要を見ると0才児は受け入れに余裕がある一方、1・2歳児は空きが少なく、逼迫した状況が窺える。

今後も、1歳児、2歳児の入園申し込みの増加が考えられ、地域事情を鑑みてセーフテ

ィネットの1歳児1年保育や2歳児1年保育を柔軟に考えていく必要があると考えるが、区の所見を伺う。

- (3) 「こども誰でも通園制度」は、就労の有無や理由を問わずに6か月～2歳の未就園児を預けられる在宅子育て支援をさらに充実する制度である。2023年6月に「子ども未来戦略方針」の中で打ち出され、2026年の本格的始動を前に各地でモデル事業が行われている。

本区でも、2025年度から施行実施が始まると区長が所信で発表した。本区では、どのように展開されようとしているのか伺う。

また、国の同制度の骨子案では、「月10時間を補助基準上の上限とし、1時間単位で利用」とあるが、「各市町村が実情に応じて10時間を超えて実施することは妨げない」としている。本区は、上限時間をどのように考えているのか伺う。

本区においても制度が開始されると、これまで取り組んできた保育園や幼稚園、子育ての広場等で行っている一時預かり事業なども含めて状況に応じて家庭の選択肢が増え、良い支援につながるものとする。こうしたサービスを利用できていない在宅子育て家庭もまだあると思うので、ぜひ周知に取り組み、在宅子育て家庭の支援が充実するように取り組んでいただきたい。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いている。一方、昨年度に実施したニーズ調査では、共働き家庭の増加や、女性の就業率の上昇により、就学前・小学生児童家庭ともに、保育ニーズは増加を続けている。

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々な考え方や価値観が存在するが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いである。第3期計画に基づき、様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを充実することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現していく。

また、支援を必要とする子どもや家庭の問題が顕在化している。社会的養護経験者など、生活面や精神面で不安を抱える子どもや若者が、社会的な孤立や生活困窮に陥ることがないよう、自立に向けた支援を強化する。

- (2) 育児休業制度の取得増や期間の長期化が進んだことにより、0歳児の保育需要が減少し、1・2歳児の保育需要が増加している。地域によってはひっ迫した状況が生じていることから、今年度新たに2歳児1年保育を開始した。あわせて来年度の入園募集にあたり、区立保育園3園の0歳児定員枠を活用し、1歳児を積極的に受け入れることとした。こうした傾向は今後も続くと思込んでいる。地域事情等も踏まえながら、1年保育を継続するなど、柔軟な定員確保を進めていく。

- (3) こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件を問わずゼロ歳6か月から2歳児までの乳幼児を保育所などで定期的に預かる事業である。

国は、昨年度からモデル事業を実施するとともに、本年6月に関係法令を改正し、令和8年度から給付制度として本格実施することとした。モデル事業では、利用時間の上限を「月10時間」としているが、区内事業者からは、預かり時間が短く、慣れるのに時間がかかる子どもへの対応には不十分との声を伺っている。利用者や事業者が、より利用しやすい制度を検討し、7年度から試行実施する。

引き続き、こども誰でも通園制度をはじめ子育て支援サービスの周知に努めるとともに、在宅子育て家庭への支援が更に充実するよう、取り組んでいく。

◆ 子育て施策について3

【質問】

- (1) 児童虐待の件数は増加傾向にある。今年4月からの改正児童福祉法施行により、児童養護施設や里親家庭で育つ若者の自立のために必要な援助を行う事について、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、児童自立生活援助事業の対象者年齢要件等を弾力化する事になった。高校卒業等にあわせて退所したケアリーバーは、困窮や孤立に陥る

ケースが多く、実情に応じた支援を継続する事は大切だが、対象者が増える分、里親等委託や施設拡充など求められると思う。また今年6月の総務省全国調査では、里親として児童相談所に登録している家庭のうち、約7割が子どもの受け入れが出来ておらず、そのうち3割が「子どもの年齢が里親の希望と異なるなどのミスマッチ」を理由にあげる結果が出た。特に学童期以降の里親等委託率は低いので、より一層思春期以降の子どもの里親等委託率を引き上げる取組が必要である。

練馬区は八王子市と連携して切れ目ない支援を目指すとの事である。本来は東京都が行うべき事業と考えるが、今後より多くの自治体や民間団体等と連携する等して、「里親の母数を増やす・未委託里親への研修トレーニング機会の充実やショートステイ事業の充実・里親の孤立防止に向けた相談体制充実や里親同士の相互交流」といった取組の強化が必要と思うが、区の所見を伺う。

- (2) 国が令和8年度から本格実施する「こども誰でも通園制度」について、練馬区もより利用しやすい制度を検討し、来年7月から試行実施される。「0歳6か月未満の子供をどうするか、利用時間上限・月10時間は少ないのではないかと、事業所の安定運営や人材確保はどうするのか」など様々な論点があるが、東京都の「多様な他者との関わり創出事業」の内容が国の「こども誰でも通園制度」より充実しているように感じている。その活用可能性について区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 里親になるためには、社会的養護について理解がある方で、経済状況や家族構成など東京都が定めた基準を満たし、必要な研修を受け、知事から里親として認定される必要がある。

本年6月には、東京都練馬児童相談所が、子ども家庭支援センターと同一施設内に開設し、区内で里親に関する相談や申請ができるようになった。練馬児童相談所内には、里親家庭を支援するフォスタリング機関が設置され、普及啓発をはじめ、サロンやカウンセリングなどの相談支援、未委託家庭の訪問等、里親支援を行っている。

引き続き、都やフォスタリング機関と連携し、里親の担い手が増えるよう、里親体験発表会や相談会などを実施する。また、東京都練馬児童相談所の設置を契機として、児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の支援に取り組む。区内で自立して生活できるよう、民間団体とも連携して支援策の検討を進める。

- (2) 「こども誰でも通園制度」について、区内事業者からは、国がモデル事業で定める利用時間では預かり時間が短く、慣れるのに時間がかかる子どもへの対応には不十分、国が給付する補助単価が低額であるなどの声を伺っている。都の補助事業の動向なども注視しながら、利用者や事業者が、より利用しやすい制度を検討し、7年度から試行実施する。

◆ 子育て施策について4

【質問】

- (1) 私立保育園への欠員補助について、区は第3回定例会で「退園などによって空きが生じた場合、一定の条件の下で運営費減収分を補助している。昨年度は延べ88人分の空き定員分として、延べ60園が利用した」と答弁した。23区中、欠員補助をしているのは練馬区含む15区だったが、そのうち多くの自治体がとりわけ負担の重い0歳児欠員について、公定価格の基本単価を基準に最大6カ月補助している。

これに対し練馬区は、「欠員が生じた月のみ要綱で定める年齢別の単価」の補助しかなく、欠員が出たクラスに待機児童がいることも条件になっている。現場からは、助成はありがたいが使いづらいとの声があがっている。

補助要綱を公定価格に準じた基準単価に改めるとともに、助成期間もせめて6カ月間に延長するよう求めるが、区の所見を伺う。

- (2) 「こども誰でも通園制度」は、「子ども未来戦略方針」の目玉として打ち出され、昨年度以降、都内でも中野、渋谷、文京などで試行され、2026年から全自治体で導入される計

画である。生後6か月から3歳未満の未就園児童を対象に、親の就労の有無を問わず保育園などを利用できるもので、月10時間までが給付対象になり、時間単位で利用できるとしている。

現場からは「ネットで空きのある施設と直接契約で予約できるが、事前の面接は必要なく、短時間の不安定な保育条件にならざるを得ない」など、すでに懸念の声があがっている。

区は、一時預かりをしている施設などに懸念や要望を聞き取りしているということだが、これまでどのような意見が各施設から出ているか。また、本制度が本格導入された場合、一時預かりなど他の類似制度の取扱いはどうなるか。さらに、都事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を本格導入した際、どう活用していくのかもあわせて伺う。

【答弁】

- (1) 区では、私立認可園で退園などによって定員に空きが生じた場合は、一定の条件の下で運営費減収分の補助を実施している。補助額は、既に、年齢ごとの公定価格に区独自の上乗せをして算出している。この補助事業は、事業者の責によらない理由により、安定的な運営に支障が出ることを防ぐために実施するものである。引き続き、現在の補助内容で運営を支援していく。
- (2) 区内事業者からは、こども誰でも通園制度について、国がモデル事業で定める利用時間では預かり時間が短く、慣れるのに時間がかかる子どもへの対応には不十分、国が給付する補助単価が低額であるなどの声を伺っている。都の補助事業の動向なども注視しながら、利用者や事業者が、より利用しやすい制度を検討し、7年度から試行実施する。

国は、一時預かり事業のあり方について今後検討するとしている。国の検討状況を注視していく。

◆ 青少年やその家族の相談体制等について

【質問】

- (1) 薬物乱用経験のある青少年の特徴として、①睡眠時間が短い、朝食を食べない頻度が高い、インターネット使用時間が長い等生活習慣の特徴、②学校が楽しくない、親しく遊べる友人や相談できる相手がいない等学校生活での特徴、③親に相談できない、大人不在で過ごす時間が長い、家族との夕食頻度が少ない等家庭生活での特徴、④コロナ禍による自粛生活に対するストレスが高い、といったものが挙げられる。大きく共通項をまとめると「社会的孤立」というワードが浮かび上がる。

また、青少年がオーバードーズをする理由には、「ひどい精神状態から解放されたかった」、「死にたかった」、「どれほど絶望的だったかを示したかった」、「誰かに愛されているのかを知りたかった」という理由が上位を占めるようである。現代の青少年が自身の精神状態から解放されるために選んだ手段が、薬物乱用であり、不登校であり、闇バイトだったのであろう。

そういった青少年に対し、区はどのような対応をとってきたのか、また今後、どのように青少年を守り抜いていくのかを伺う。

- (2) 練馬区薬剤師会が各小中学校で実施している薬物乱用防止教室は、薬物乱用の防止だけを目的としている訳ではなく、今後青少年がいかに関心をもち人生を自らの足で歩いていくかを伝える大事なエッセンス教育である。この崇高な役割をしっかりと人材を確保した上で行なっていけるよう、謝金、交通費、そして薬物乱用防止教室にあわせて実施するがん教育で配布する教材の購入費について、財政支援を求める。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) オーバードーズや不登校等様々な問題を抱える青少年の背景には、社会的孤立や生きづらさが指摘されているため、青少年や家族が気軽に相談できる環境の整備や居場所づくりが必要である。

小中学校では、ふれあい調査アンケートを年3回実施するとともに、小学3年生・5年

生と中学1年生全員を対象とした面接や、SOSの出し方に関する指導を行うなど、困ったときに児童生徒自らが助けを求める力の育成を図っている。昨年7月には、タブレットパソコンなどから悩み事等の相談ができる、ねりまホッとアプリプラスを導入した。

また、全区立小中学校や区立施設で配布している青少年育成活動方針に、子育ての悩み、非行、薬物乱用等、子どもや保護者のSOSを受け止める相談窓口一覧を掲載し、周知を図っている。

さらに、児童館や青少年館等を活用し、孤立や生きづらさを抱える青少年の居場所づくりを進めている。

引き続き、青少年の相談体制や支援の充実に取り組んでいく。

- (2) 区では、教育活動において、外部の専門家等を講師に招くための予算を各学校に配当しており、薬剤師を招いて薬物乱用防止教室やがん教育を実施する際には、謝礼をお支払いしている。現時点で増額の予定はないが、薬剤師による派遣事業が継続できるよう、適宜見直しを図るとともに、薬剤師の担う役割の重要性について各学校に周知していく。

◆ 若者支援について

【質問】

- (1) ねりま若者サポートステーションは、自立や働くことに悩んでいる若者とその家族をサポートする総合相談窓口として、平成25年に開設された。区では、国事業とともにハローワークをはじめ、各種NPO法人、地域団体、都立高校などとも連携されて事業を行っていることを評価する。現在、ねりまサポステでは、区内の高校と連携して生徒のキャリア相談や不登校・中退した生徒の進路相談を行っている。

しかし、区内中学校での不登校や進路が決まらない生徒との連携は行われていないと思われる。ぜひ、高校のみならず区立中学校との連携を強化し、多くの若者が自立・就職できるよう取り組まれることを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) ねりま若者サポートステーションでは、自立や働くことに悩む15歳以上の若者を対象に、総合相談や就労等自立のための支援を行っている。利用者のなかには、小中学校時代の不登校をきっかけにひきこもり状態になった方もいる。中学校、スクールソーシャルワーカーおよび学校教育支援センターとねりまサポステが連携して、進路が決まらない生徒などに必要な支援が継続できるよう取り組んでいく。

令和7年1月10日
教育委員会事務局

令和6年第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

- 1 日時 令和6年12月10日（火）
- 2 場所 全員協議会室
- 3 質問要旨

施設等運営支援 臨時給付金	1 施設等運営支援臨時給付金について
	(1) 都補助の対象外の施設への区独自支援について
	(2) 国の補正予算における公定価格の改定について
	(3) 保育士の人材確保および処遇改善について
	(4) 都認証学童クラブ制度の内容および区の認識について
	(5) 対象施設および区独自支援に係る財源について
	(6) 区の補助における対象児童の考え方について
	(7) 保育施設における物価高騰の影響について
	(8) 都の補助基準額の積算根拠について
	(9) 補助申請に係る連絡手段について
債務負担行為	2 自家用電気工作物保守点検業務委託に係る債務負担行為について
	(1) 区立施設および区立小中学校の電気保安業務委託について
	(2) 複数年度の契約について
電力・ガス・食料品等 価格高騰支援給付金	3 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金について
	(1) 過去3か年における児童扶養手当受給者数の推移について
	(2) 児童扶養手当の所得制限について